本号で公布された法令のあらまし

◇**災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第八六号）（厚生労働省）

1　災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を加えることとした。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限ることとした。（第三条第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第三条第二項の規定は、平成二三年三月一一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律**（法律第八七号）（内閣府本府）

1　被災者生活再建支援金に係る補助の特例（第五条の二関係）

㈠　平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金について、国が支援金の額の五分の四に相当する額の補助を行うこととした。

㈡　㈠の規定は、平成二三年三月一一日から適用することとした。

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律**（法律第八八号）（財務省）

1　財政法第六条第一項においては、歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めているところ、平成二二年度の剰余金については、当該規定を適用しないこととした。（本則関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二三三号）（外務省）

1　在バングラデシュ日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二三年八月一日から施行することとした。

◇**地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二三四号）（総務省）

地方自治法の一部を改正する法律（平成二三年法律第三五号）の施行期日は、平成二三年八月一日とすることとした。

◇**地方自治法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二三五号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

1　直接請求に関する事項

㈠　請求代表者証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の請求代表者が欠格事由に該当したときは、他の請求代表者は、その証明書を添えて、その証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出て、その証明書に請求代表者の変更の記載を受けなければならないものとした。（第九一条第三項関係）

㈡　市町村の選挙管理委員会は、請求代表者証明書の交付を受けた請求代表者が欠格事由に該当することを知ったときは、直ちにその旨を請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならないものとした。（第九一条第四項関係）

㈢　請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長は、請求代表者が欠格事由に該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとした。（第九一条第五項関係）

㈣　地方自治法に、請求代表者となり又は請求代表者であることができない者を規定したことに伴い、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定の準用に関する規定の整備を行うこととした。（第一〇八条の表、第一〇九条、第一一五条の表、第一一八条の表、第二一三条の六の表、第二二三条の七、第二一四条の五の表及び第二二五条の五の表関係）

2　行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、議会の事務局等を置くことができるものとしたことに伴い、普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関の共同設置に関する規定の準用に関する規定の整備を行うこととした。（第一七四条の二四関係）

3　全部事務組合等の廃止に関する事項

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団に関する規定を削除することとした。（旧第一九〇条第三項及び旧第三編第五章関係）

4　地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

㈠　廃置分合により消滅した地方公共団体の決算について、総務大臣又は都道府県知事への報告を要しないものとした。（第五条第四項関係）

㈡　条例を制定し又は改廃した場合の、総務大臣又は都道府県知事への報告に関する規定を削除することとした。（旧第一七四条の二五の二関係）

㈢　財産区の財産又は公の施設を処分又は廃止する場合の、都道府県知事への同意を要する協議に関する規定を削除することとした。（旧第二一九条関係）

5　歳出の会計年度所属区分に関する事項

労働保険料に係る歳出の会計年度所属区分は、その支出負担行為をした日の属する年度とした。（第一四三条第一項第三号関係）

二　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正関係

1　請求代表者証明書の交付を受けた合併協議会設置請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の請求代表者が欠格事由に該当したときは、他の請求代表者は、その証明書を添えて、その証明書を交付した市町村の長に届け出て、その証明書に請求代表者の変更の記載を受けなければならないものとした。（第一条第三項関係）

2　市町村の選挙管理委員会は、請求代表者証明書の交付を受けた請求代表者が欠格事由に該当することを知ったときは、直ちにその旨を請求代表者証明書を交付した市町村の長に通知しなければならないものとした。（第一条第四項関係）

3　請求代表者証明書を交付した市町村の長は、請求代表者が欠格事由に該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとした。（第一条第五項関係）

4　地方自治法に、請求代表者となり又は請求代表者であることができない者を規定したことに伴い、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定の準用に関する規定の整備を行うこととした。（第一九条及び第二〇条関係）

三　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年八月一日）から施行することとした。

◇**高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二三六号）（国土交通省）

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二三年法律第三二号）の施行期日は、平成二三年一〇月二〇日とすることとした。

◇**高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二三七号）（国土交通省）

1　高齢者の居住の安定確保に関する法律第八条第一項第七号及び第八号の政令で定める使用人を事務所の代表者である使用人とすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年一〇月二〇日）から施行することとした。
